

事例番号:370122

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 0 日 予定日超過、分娩誘発のため入院

4) 分娩経過

妊娠 41 週 3 日 吸湿性子宮頸管拡張材挿入

妊娠 41 週 4 日

9:19 ムロイソル挿入

11:15 オキシシン注射液投与開始

12:30 陣痛開始

19:52 子宮底圧迫法 1 回にて経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 4 日

(2) 出生時体重:3000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.22、BE -6.9mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 6 日 哺乳不良、筋緊張軽度低下あり

1 歳 0 ヶ月 運動発達遅滞

(7) 頭部画像所見:

生後 7 日 頭部 MRI で低酸素・虚血を示唆する所見(大脳基底核・視床の明らかな信号異常)は認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名

看護スタッフ:助産師 3 名、看護師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 41 週 0 日に分娩誘発のため入院とした後の対応(適宜分娩監視装置装着、間欠的児心拍聴取)は一般的である。

(2) 妊娠 41 週 2 日 15 時 09 分の看護スタッフの判読と対応(軽度遷延一過性徐脈と判読、医師報告、その後リシュアリングと判読し分娩監視装置を外したこと)、および医師の対応(帝王切開の説明と同意を得たこと)は、いずれも一般的である。

(3) 妊娠 41 週 3 日に予定日超過のため吸湿性子宮頸管拡張材による分娩誘発を開始したことは一般的である。

(4) 分娩誘発(吸湿性子宮頸管拡張材、メロインテル、子宮収縮薬)について文書を用いて説明し同意を得たことは一般的である。

(5) 妊娠 41 週 4 日メロインテルを挿入したこと、およびメロインテル挿入中の分娩監視方法(分娩監視装置による連続監視)は、いずれも一般的である。

(6) 妊娠 41 週 4 日メロインテル挿入時から 1 時間以上分娩監視装置による観察を

行った後に、オキシトシン注射薬を投与したことは一般的である。

- (7) 15 時 30 分までのオキシトシン注射薬の投与方法(開始時投与量、増量法)は一般的である。
- (8) 17 時 30 分の看護スタッフの判読と対応(頻回の変動一過性徐脈と判読、医師報告、NICU へ連絡)および医師の対応(絶飲食、内診、所見進行が認められたためダブルセットアップで経膈分娩としたこと)は、いずれも適確である。
- (9) 18時10分にオキシトシン注射薬の再開時投与量は一般的である。
- (10) 18時30分に変動一過性徐脈と判読し、体位変換、酸素投与を行ったことは一般的であるが、18時40分以降、オキシトシン注射液を増量したことは基準を満たしていない。
- (11) 子宮収縮薬投与中・投与後の分娩監視方法(分娩監視装置による連続監視)は一般的である。
- (12) 子宮口全開大から2時間経過しつつあることから子宮底圧迫法を実施したことは一般的である。
- (13) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 出生時の対応、およびその後の新生児管理は、いずれも一般的である。
- (2) 哺乳不良、多呼吸、不規則な呼吸、筋緊張軽度低下のため、生後6日に当該分娩機関 GCU 入院としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

子宮収縮薬(オキシトシン注射液)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則した使用法が勧められる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

脳性麻痺発症に関与すると考えられる異常所見を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進する

ことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。